

株取引による収益を上げる機会が失われたとして後遺障害慰謝料を増額した事例

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和 1 年 5 月 16 日
【事 件 番 号】 平成 30 年（ワ）第 7998 号
【事 件 名】 損害賠償請求事件
【裁 判 結 果】 一部請求認容、一部棄却
【参 照 法 令】 民法 715 条 1 項
【掲 載 誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25563968

事実の概要

1 原告（当時 74 歳）は、平成 23 年 11 月 16 日午後 5 時頃、飲食店チェーン「つば八」に友人と共に客として訪れ、店員の案内に従い席まで移動しようとしたところ、入口部分とテーブル席部分との間に段差があることに気付かず、これにつまずいて転倒した。この事故により、原告は、頸椎捻挫、腰部挫傷、両膝関節部挫傷、左右肩関節捻挫挫傷、両肘関節部挫傷等の傷害を負った。

原告は「つば八」を経営する被告に対し、被告の従業員には段差の存在について原告に注意を促さず漫然と原告を席まで案内した過失があると主張して不法行為（民法 715 条 1 項）に基づき、原告に生じた損害の賠償を求めた。被告は、過失の存在を認め事故については争わなかったが、原告が主張する損害額について争った。

2 原告が主張する損害額は、休業損害〔341 万 512 円〕、通院慰謝料〔255 万円〕、後遺障害慰謝料〔380 万円〕、後遺障害逸失利益〔182 万 573 円〕、合計 1,158 万 1,085 円である。各損害項目における原告の主張は以下のとおりである。

(1) 休業損害 原告は、これまで年金収入のほか、株取引による収入を主な収入源として生活していた。平成 23 年 1 月 1 日から事故前日の 11 月 15 日までの株取引による収益は、税金還付金 65 万 8,366 円を併せ、合計 735 万 1,275 円であり、この期間の 1 日当たり平均利益は 2 万 3,044 円である。本件事故の日から症状固定日である平成 24 年 4 月 12 日までの 148 日間はほとんど株取引をすることができなかったため、休業損害は 341 万 512 円となる。

(2) 通院慰謝料 本件事故の日から症状固

定日（平成 24 年 5 月 31 日）までの約 5 カ月分に相当する慰謝料は 255 万円である。

(3) 後遺障害慰謝料 原告は、左肩の頸部から背中にかけて、頭部、腰部、膝、足等に痛みが残っており、左肩に可動域制限があるほか、俯いて事務作業をすると吐き気を伴い、また、長時間の歩行が困難な状況が続いている。本件では、13 級の場合の慰謝料 380 万円を主張する。

(4) 後遺障害逸失利益 (ア) 基礎収入の額は、上記 (1) の 2 万 3,044 円に 365 日を乗じ、年額 841 万 1,060 円である。(イ) 労働能力喪失割合は、後遺障害等級を 14 級相当と主張し、5% とする。(ウ) 症状固定日時点の年齢は 75 歳であったから就労可能年数は 5 年であり、ライブニッツ係数は 4.329 となる。(エ) 基礎収入の額に労働能力喪失割合及びライブニッツ係数を乗ずると、後遺障害逸失利益は 182 万 573 円となる。

3 被告は、株取引による収入は原告の労働の対価を有しないとして、休業損害や逸失利益が生じたとはいえ、また原告は電話をかけられない状態にあったとはいえないから本件事故により株取引が妨げられたとはいえないと主張した。さらに通院慰謝料及び後遺障害慰謝料の額についても争うとした。

判決の要旨**1 休業損害（請求額：341 万 512 円、認容額：0 円）**

原告は、本件事故により株取引をすることができなかったとして、本件事故の日から平成 24 年 4 月 12 日までの休業損害を請求している。しかし、一般に、株取引による収入は、取引のタイミングや相場の変動次第で得られる損益が大きく変

わることから、休業損害や逸失利益のような仮定的な収入の算定の基礎とするのには親しまない。もっとも、1日に何十件も取引を繰り返すことにより継続的かつ安定的に収益を上げることができるのであれば、株取引であってもある程度仮定的な収入の算定をすることが可能となるが、前記認定事実によれば、原告の株取引は、本件事故の前から通じて1カ月に1件とか、年間に数件とかいう頻度で取引の発注をするものにすぎず、その収益についても、年ごとの変動が著しい上、節税目的で年末に多額の譲渡損を発生させるなど、恣意的な操作もある程度可能であったことが認められるから、これをそのまま1日当たりの収入額に換算して休業損害の算定の基礎とすることは相当でないといわざるを得ない。

また、前記認定事実によれば、原告が休業損害を請求する期間においても実際に取引がされていたことが認められるのであるから、上記期間中、本件事故のために、原告が上記頻度の取引すら発注することのできない状態にあったといえるかどうかについては、なお合理的な疑いが残るといわざるを得ない。他方で、原告において、本件事故がなければ上記期間中に株取引による収益を上げることができたといえるかどうかはまた明らかではなく、結局、本件事故と損害との間の相当因果関係の存在を認めるに足りないというよりほかない。

以上によれば、株取引による収入について、原告の主張する休業損害を認めることはできない。本件事故の後、原告が株取引に困難を生ずるようになり、そのために株取引により収益を上げる機会が失われている可能性は否定することができないが、このような事情は、むしろ後遺障害慰謝料の額において考慮されるべきである。

2 通院慰謝料（請求額：255万円、認容額：100万円）

原告は入院しておらず、上記期間中の通院期間は5カ月弱である。また、A病院の実通院日数が明らかでないが、Bクリニックにおける治療を含めると合計45日程度となることが見込まれる。そうすると、本件では一般的な通院慰謝料の水準に従い100万円の限度でこれを認める。

3 後遺障害（請求額：380万円、認容額：160万円）

原告の主張する後遺障害は、基本的にいずれも「痛み」すなわち神経症状に係るものであるが、本件では、原告の主訴に基づく診断に限られ、神経症状の原因を明らかにするような医学的機序の

説明や、その根拠となるレントゲン写真、CT画像等の証拠の提出はされていないから、原告の後遺障害は14級9号と認めるのが相当である。

後遺障害等級14級に相当する後遺障害慰謝料の額は、一般的な水準に従えば110万円が相当であるが、本件事故の後、原告が株取引に困難を生ずるようになり、そのために株取引により収益を上げる機会が失われている可能性は否定することができず、原告がこれを無念に感じているものとうかがわれることを勘酌し160万円と認める。

4 後遺障害逸失利益

（請求額：182万573円、認容額：0円）

株取引による収入が逸失利益の算定に親しまないことに加え、原告は、本件事故の後も株取引により一定の収益を得ていたことが認められる。原告が、今後株取引による収入をおよそ期待することのできない状況にあるといえるかどうかは必ずしも明らかでなく、また、仮にそのような状況にあるとしても、原告の年齢も踏まえれば、それが本件事故に起因するものといえるかどうかは明らかでない。仮に、本件事故に伴い一定程度の労働能力の喪失が認められたとしても、逸失利益の算定の基礎として本件事故との間に相当因果関係を認めることのできる収入は存在しないから、後遺障害逸失利益を認めることはできない。

5 原告の損害額（合計260万円）

以上によれば、本件事故と相当因果関係を認めることのできる原告の損害額は、260万円と認めるのが相当である。

判例の解説

一 本件の論点は株取引収入を休業損害や逸失利益の基礎収入として認定できるか、傷害や後遺障害により株取引に支障が生じた場合に損害額をどのように算定するかということである。

二 不法行為による人身損害の捉え方については、大別して、差額説と死傷損害説、労働能力喪失説がある¹⁾。

差額説とは、損害を加害原因がなかったとしたならばあるべき利益状態と、加害がなされた現在の利益状態との差額と理解する考え方である。この考え方に対しては、逸失利益や後遺障害慰謝料など将来に発生・具体化する損害が説明できない

のではないかといった批判がある。

死傷損害説は、生命侵害や傷害により生じた損害を財産的・非財産的損害を問わず1つの損害と見て、全体として適切な賠償金を判断すべきという考え方である。差額が生じなくとも単純に発生した事実を基礎として逸失利益を肯定することができるが、損害額を金銭的にどのように評価するのか、賠償額の定額化が指向されることになるのではないかといった指摘がある。

労働能力喪失説は、後遺障害における労働能力の喪失自体を損害と観念し、現実に入収入が失われたかどうかは喪失した労働能力を評価するための資料にすぎないとする考え方である。この考え方によると、現実に入収入の減少がなくとも、事故により労働能力が低下したこと自体が損害だと考えることができる。不法行為における損害を加害行為によって生じた権利侵害そのものと把握し、損害額の決定は裁判官の裁量事項とする点において、損害事実説と共通性を有する。

判例は、差額説の立場に立つが（最判昭42・11・10民集21巻9号2353頁）、特段の事情がある場合には、入収入の減少が生じなくとも、財産的損害が認められることを示していることから（最判昭56・12・22民集35巻9号1350頁）、差額説の立場を固守しておらず、労働能力喪失的な考え方を肯認しているものと解される。

赤い本（後述）は後遺症による逸失利益の算定方法として、「逸失利益の算定は、労働能力の程度、入収入の変化、将来の昇進、転職・失業等の不利益の可能性、日常生活の不便等を考慮して行う」としており（2019年版95頁）、実務では、差額説を基本としながら、労働能力喪失説の考えを加味した立場をとっているものと思われる。

三 ところで、人身損害の賠償額については、交通事故による損害賠償の算定基準に準じた算定がなされている。そこで、以下では本件において問題となった、休業損害・通院慰謝料・後遺障害慰謝料・後遺障害逸失利益について、交通事故における算定基準を参考にしつつ説明を加える。

1 交通事故における人身損害については損害額の基準化がなされており、公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部から「赤い本（または赤本）」と呼ばれる「民事交通事故損害賠償額算定基準」が毎年、また、同センター本部から

は「青い本（または青本）」と呼ばれる「交通事故損害額算定基準」が隔年公刊されている。

交通事故で受傷した場合、一般に、積極損害と消極損害、非財産的損害（精神的損害）に分けて損害が主張される。積極損害とは、事故にあったために出費を余儀なくされた損害のことであり、治療費・通院交通費・付添看護費などがある。消極損害とは、事故がなければ得られたであろう入収入が事故にあったために得られなくなった財産的損害のことであり、休業損害・後遺障害逸失利益・死亡逸失利益がある。非財産的損害とは、人身損害においては慰謝料のことであり、入通院慰謝料・後遺障害慰謝料・死亡慰謝料の3つがある。

本件では消極損害のうち、休業損害と後遺障害逸失利益が問題となっている。このうち休業損害は、事故による受傷により治療や療養のために休業ないし不十分な就業を強いられたことにより生じる入収入減少額を損害として把握するものである。したがって、事故にあわなかったとしても現実の入収入が得られなかったであろう場合は損害の発生は否定されることになる。損害額は、原則1日の入収入額と休業日数を認定したうえで、両者を乗じて算定されることになる。本件原告は損害額を〔2万3,044円×148日＝341万512円〕であるととしている。

2 事故が原因で後遺症が残った場合、仕事や日常生活に様々な支障が生じる。その様々な支障を労働能力の喪失としてとらえ、その喪失によって、被害者が将来得られたであろう入収入を失ったことによる損害が後遺障害逸失利益である。後遺障害逸失利益の請求は、原則、後遺症が残り後遺障害等級の認定を受けていることが必要となる。後遺障害逸失利益は、休業損害と同様、労働能力や入収入・給与を対象とした損害であるが、症状固定前についての補償が休業損害であり、症状固定後についての補償が後遺障害逸失利益である。

後遺障害による逸失利益は、〔基礎入収入×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数〕により算出する。本件原告は〔841万1,060円×0.05×4.329＝182万573円〕を請求している。

3 上述した休業損害及び後遺障害逸失利益を算定する際の基礎となるのが基礎入収入である。基礎入収入は、被害者が休業期間または逸失利益の基礎となる期間を通じて得得であろう入収入に基づい

で算定される。

雇用契約等により労働の対価として給料を得ている給与所得者の場合は、原則受傷前3カ月間の所得の平均金額を基に基礎収入が算定される。

会社または個人に雇用されて給与を支給されておらず、自身で事業を執行している事業所得者やフリーランスの場合は、交通事故前年の確定申告書記載の申告所得額を基に算出されることが多く、前年度の確定申告額に基づく収入額から固定経費以外の経費を差し引いた金額が基礎となる。

主婦の場合は、女性労働者の平均賃金（賃金センサス第1巻第1表の産業計、企業規模計、学歴計の全年齢平均賃金または年齢別賃金）が用いられる。

本件原告は上記いずれにも属しておらず、平成23年1月1日から事故前日の11月15日までになされた株取引による収益から1日当たりの平均利益を計算し、これが原告の基礎収入(2万3,044円)になるとしている。

4 財産的損害については、一定の定式により被害者が加害行為によって被った損害を金額に算定すれば足りるが、慰謝料は、被害者に生じた精神的苦痛という無形的価値の損害をてん補するものであるから、その額を立証することは困難を極める。そこで判例は、原告は損害額を証明する必要はなく（大判明34・12・20刑録7輯11巻105頁）、慰謝料額の決定については裁判所が諸般の事情を斟酌して自由裁量によって行うことができるとしている（大判明43・4・5民録16輯273頁）。もっとも赤い本・青い本では慰謝料についても損害算定の基準が設けられている。例えば、赤い本では入通院慰謝料は傷害の程度により2つの基準が設けられており、また入通院の期間に応じ一定の基準額が定められている。つぎに後遺障害慰謝料については、後遺障害等級（1級から14級まで）により基準となる慰謝料額が定められている。本件原告は、通院慰謝料として、通院5カ月としつつも（基準では105万円）、入院5カ月＋通院4カ月程度に相当する255万円を請求し、また後遺障害慰謝料についても後遺障害13級（基準では180万円）であるとして、380万円を主張している。

5 ところで、裁判実務では、被害者が逸失利益や休業損害などの財産的損害として請求した損害項目を財産的項目ではなく慰謝料の算定において斟酌し増減額をすることがなされている（慰謝料の補完的機能または調整的機能という）。

慰謝料の斟酌事由としては、被害者側の事情及び加害者側の事情が斟酌されることになるが、後遺障害においては、被害者の事故当時の職業あるいは被害者が希望していた職業に対する影響や事故により趣味や学業や事業など将来の夢をつぶされたなどの無念さを認めて慰謝料を増額する傾向にある²⁾。

6 本件原告は、年金収入のほか株取引で収入を得ていた高齢者である。投資一般において、必ず利益の出る投資手法など確立されていないから、株取引により得た収入を休業損害や逸失利益の基礎収入として認定できるかが問題となる。

本判決は、例外的場合があることを認めつつも、株取引は休業損害や逸失利益のような仮定的な収入の算定の基礎とするのには親しまないとして、原告の主張する休業損害や後遺障害逸失利益の損害を認めなかった。他方で、本件事故の後、原告が株取引に困難を生ずるようになり、そのために株取引により収益を上げる機会が失われている可能性を否定することができないとして、慰謝料額の決定においてこれを斟酌し、認定した14級9号の後遺障害慰謝料の基準を50万円上回る160万円を損害額として認定しており、慰謝料の補完的機能により調整を図ったものと解される。

これまでのところ、株取引により収入を得ていたと主張する被害者の消極的損害の算定についての裁判例はほとんどないが³⁾、投資商品の多様化が進むなか、資産運用等によって生計を立てている者も少なからずいることから、事例判断として先駆的意義を有する判決である。

●——注

- 1) 損害の意義については、日本賠償科学会編『賠償科学—医学と法学の融合』（民事法研究会、2013年）486頁以下、平山隆英「減収のない被害者」公益財団法人日弁連交通事故相談センター編『交通事故賠償実務の最前線』（ぎょうせい、2018年）109頁以下等を参照。
- 2) 例えば、甲府地判平17・10・12自保1640号16頁、京都地判平18・6・9自保1663号19頁、名古屋地判平21・1・23自保1796号2頁等がある。併せて、千葉県弁護士会編『慰謝料算定の実務〔第2版〕』（ぎょうせい、2013年）225頁以下、長塚良知「慰謝料の増額事由」前掲注1）『交通事故賠償実務』178頁以下を参照。
- 3) 株取引による収入を基礎収入として主張したものとして、東京地判平24・9・27自保1885号64頁がある。